

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	高齢者対策
分科会	6	高齢福祉分科会	調整項目	15	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業

中条町担当	健康開発課	しあわせいきがい係	担当者名	
黒川村担当	住民課	福祉係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考	
記載事項	中 条 町	黒 川 村				
名 称	高齢者・障害者向け住宅整備補助事業	(制度なし)	中条町の例による。			
目 的	要介護状態の高齢者や障害者の住居をその身体状況に応じた改造を施すことによって住み慣れた住居で生活しやすくすることを目的とする。					
事 業 概 要	県単独補助事業 実施主体・中条町 ・事業内容 下記の改造を対象として工事費用を世帯課税区分により定められた率で補助する。 ・居室、廊下、玄関の改造 ・トイレ、浴室の改造 ・段差解消機、階段昇降機の設置 ・ホームエレベーターの設置 基準額 高齢者 30万円 障害者 50万円					
対 象 者	世帯員全体の年収合計が600万円未満であることを条件に ・要介護認定者・身体障害者手帳2級以上の交付を受けた者 ・療育手帳の交付を受けた者であってAと表示されているもの					
補 助 率	生活保護世帯 補助率 10 / 10 所得税非課税世帯 補助率 3 / 4 その他の世帯 補助率 1 / 2					
利 用 者 数	平成14年度から事業を実施しているが、15年12月31日現在実績なし。					
14年度決算額	0円					
15年度予算額	1,000千円(3月補正で全額減額)					
備 考						
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)
			中条町	1,000	1,000	0
			黒川村	0	0	0
			計	1,000	1,000	0
関係法令等	高齢者・障害者向け住宅整備事業実施要綱(県) 中条町高齢者・障害者向け住宅整備事業実施要綱		備考 平成15年度当初予算ベース			